

第24期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年1月30日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

愛媛県宇和島市鶴島町8-3
宇和島市学習交流センター
パフィオうわじま1Fホール

目的事項

● 報告事項

1. 第24期(2023年11月1日から2024年10月31日まで)
事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査
役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第24期(2023年11月1日から2024年10月31日まで)
計算書類報告の件

● 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（社外取締役を含む。）に
対する譲渡制限付株式の割当ての
ための報酬決定の件

●当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を
会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、資源節約のため、この「招集通知」をご持参くださいます
ようお願い申し上げます。

会場が昨年と異なっておりますので、ご来場の際は、
末尾の「第24期定時株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、
お間違えないようご注意ください。

ごあいさつ



代表取締役社長

山口 一彦

経営理念

日本の農業のようになる、役に立つ会社になる事で、農業に革命を興します。ひいてはそれが人々の食と暮らしを豊かにします。

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

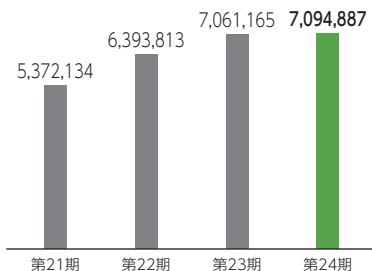
この第24期は記録的な猛暑が続き、国内の農業界は収穫量の減少や品質の低下など、深刻な事態に見舞われました。当社グループにおきましても、主力商品である野菜苗等の生育状況に影響を受けた他、種子の原材料費や労働力確保に関わる費用が想定以上に増加いたしました。こうした厳しい状況下ではありましたが、苗事業における生産体制の業務改善や購買力強化等に取り組み、加えて、前期に続き適切な価格への見直しも進めてまいりました。その結果、売上高につきましては、前年比増を果たすことができました。

今後も当社グループ一丸となり、個々の力を最大限に活かして着実な成長を遂げるとともに、生産者の作業効率化や収益向上を支援し、農業界の活性化に寄与してまいります。株主の皆様による当社グループへのご支援が、持続可能な国内農業の実現を助け、豊かな暮らしの実現へとつながります。今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

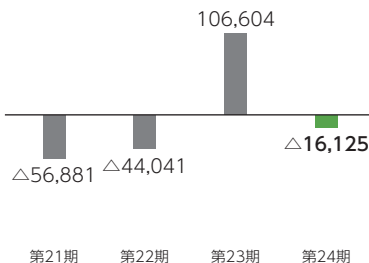
2025年1月

財務ハイライト

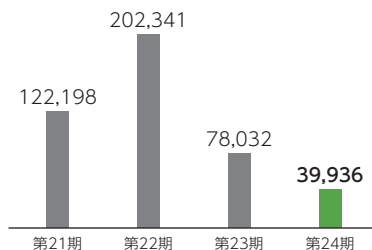
■ 売上高 (単位：千円)



■ 経常利益(△損失) (単位：千円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：千円)



(発送日：2025年1月15日)
(電子提供措置の開始日：2025年1月9日)
愛媛県宇和島市津島町北灘甲88-1

ベルグアース株式会社

代表取締役社長 **山口 一彦**

第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上に「第24期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、次のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://bergearth.co.jp/IR/library05.php>



株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/1383/teiiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、次のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）において、議案に対する賛否をご入力 のうえ、**2025年1月29日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使ください**。なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、5ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**2025年1月29日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付ください**。

敬 具

-
- 1 日 時** 2025年1月30日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
- 2 場 所** 愛媛県宇和島市鶴島町8-3 宇和島市学習交流センター パフィオうわじま 1Fホール
（会場が昨年と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「第24期定時株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。）
- 3 目的事項 報告事項**
- 第24期（2023年11月1日から2024年10月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第24期（2023年11月1日から2024年10月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第4号議案 取締役(社外取締役を含む。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
-

以 上

- 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、2ページの「当社ウェブサイト」及び「株主総会資料掲載ウェブサイト」にその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・事業報告「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」
 - ・連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

議決権行使についてのご案内

議決権は、次の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 **2025年1月30日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）**

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 **2025年1月29日（水曜日）午後5時入力完了分まで**

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2025年1月29日（水曜日）午後5時到着分まで**

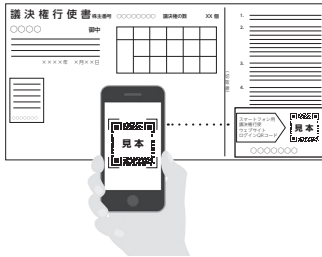
- ※ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ※ インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

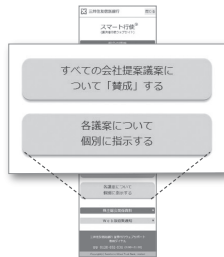
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

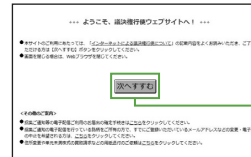
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

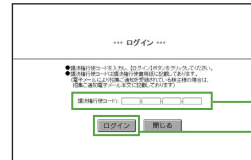
議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

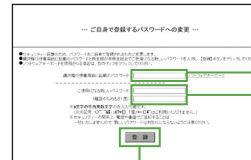
- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、個人消費の拡大やインバウンド需要の増加等により経済活動の緩やかな持ち直しの動きが見られましたが、日米におけるトップの交代による経済状況の見通し不安やロシア・ウクライナ情勢の長期化、中東情勢の悪化、円安や価格転嫁による物価の上昇等により、景気の先行きは不透明な状況が続いております。経済見通しは、内需を中心に底堅い成長が予測され、物価の影響を考慮した実質賃金も前年比プラスで推移し、個人消費は緩やかに持ち直すと思われるしております。

我が国における農業界は、耕作放棄地の拡大や高齢化と後継者不足が深刻な問題となっており、農業従事者の平均年齢は67～68歳と言われる中、新規就農者も年々減ってきており、近い将来100万人を下回ることも予測されております。高齢化や人手不足、耕作放棄地の拡大、TPPによる価格競争激化といった課題が数多くあり、これらの課題を解決し、生産力を向上させるためにはスマート農業の推進による省力化・高品質生産、農地の集積・集約による効率化と高い生産性、経営の大規模化、農作物のブランド化が有効であります。また、持続的に成長を続けるためには、農業に携わる人が安定した収入を得て、農業の担い手が増えるような労働環境の整備が不可欠です。そのためには、規格外野菜の有効活用や農産物の適正価格維持など、農業界だけでなく自治体や国、消費者も一丸となり問題解決に取り組む事が求められます。

以上のことから、当社グループを取り巻く環境は不透明な部分があるものの、一方では、農作業の効率化による新規就農者の就業やスマート農業技術・ドローン活用等の高度な先端技術を導入した超省力化も進んでおり、少人数・大規模農場も運営可能となっている現実もございます。

当社グループにおきましては、「日本の農業の為になる、役に立つ会社になることで、農業に革命を興し、人々の食と暮らしを豊かにする」の企業理念に基づき、長期ビジョン(2033)において、3つの事業目標を定めております。

1. 「確かな技術と製品で、持続可能な農業を実現し、日本の豊かな食と生活文化を支える企業となる」
2. 「農業に関する様々な課題解決に取り組み、当社グループだから出来る成果を生み出す企業となる」
3. 「当社グループ社員も含めた農業従事者が、夢と生きがいを持って働くことが出来る農業を実現する」

それぞれの事業目標を達成するため、経営品質の向上、苗事業の強化、高付加価値ビジネス(新商品・新技術開発)を推進してまいりました。

当連結会計年度におきまして、特に、苗事業における生産体制の業務改善や購買力強化等に取り組んでまいりました。加えて、前連結会計年度に続き適切な価格への見直しも進めてまいりましたが、原材料費や配送費用等の値上げに加え、7月以降続いた猛暑は苗の生育状況に大きく影響し、原材料費や労務費といった製造経費を想定以上に増加させる要因となりました。また、当連結会計年度は、当社の持分法適用関連会社である株式会社むさしのタネの債務超過額全額を当社負担として計上したことにより、営業外費用に持分法による投資損失76,457千円を計上しているほか、当社茨城農場の育苗施設が雹被害をうけたことに伴い特別利益に受取保険金68,347千円、ベルグ福島株式会社の新規植物ワクチン及びワクチン接種苗の研究開発に対する補助金収入37,889千円を計上しております。

その結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高7,094,887千円(前期比0.5%増)、営業利益22,459千円(前期比70.7%減)、経常損失16,125千円(前期は経常利益106,604千円)、親会社株主に帰属する当期純利益39,936千円(前期比48.8%減)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

セグメントの売上高につきましては、外部顧客への売上高を記載しております。

(野菜苗・苗関連事業)

当事業部門におきましては、伊予農産株式会社の決算期変更の影響があったものの、適切な価格への見直しを徐々に進める中で、生産が集中する夏季に受注分散を目的とした夏価格の導入を行うなど、高騰する原材料費や労務費に対応してまいりました。また、スイカ、メロン苗の需要が高まったことにより売上が増加いたしました。また、2024年3月には、当社が出資する宮崎ひなたファーム株式会社の生産が開始しました。宮崎県は全国でも有数の農産物の産地であり、宮崎県内始め九州地区に向けた供給体制が更に強化されたことにより、生産者のニーズを掘み受注拡大に向けて営業推進を行ってまいりました。

売上面につきましては、適切な価格へ見直しが進んだことも大きく影響しておりますが、当社オリジナル規格のアースストレート苗（培地部分を生分解性の不織布で包み、そのまま定植ができる環境に優しい製品）の販促活動を行っており、特に、スイカ苗につきましては次世代の生産者による自家育苗から購入苗への切り替えの需要が高まり売上が拡大いたしました。

損益面につきましては、原材料や電力費、配送費用等の値上げに加え、7月以降記録的な猛暑が続き、野菜苗等の生育状況に大きく影響する結果となり、想定以上の種子等の原材料費が増加し、生産や顧客対応のため労務費等が増加いたしました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高6,155,618千円(前期比2.2%増)、セグメント利益(営業利益)478,570千円(前期比6.8%減)となりました。

(農業・園芸用タネ資材販売事業)

当事業部門におきましては、伊予農産株式会社の決算期変更の影響により前年同期から減収となりましたが、オリジナル培土や種子の販売推進に加えて、当期より新たに堆肥配合肥料「てっぺんシリーズ」の販売を開始し、売上拡大に向けて営業活動を行ってまいりました。また、愛媛県内生産者向けに生産設備の改修工事や農業機器の新規導入など特需案件の売上が増加いたしました。損益面につきましては、伊予農産株式会社が前連結会計年度において14ヵ月間の売上高を計上していることや利益率の低い売上が増加したことによる売上原価率の上昇や仕入価格の値上げ等により減益となりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高823,576千円(前期比9.2%減)、セグメント利益(営業利益)10,426千円(前期比61.1%減)となりました。

(小売事業)

当事業部門におきましては、コロナ禍において、家庭菜園やガーデニングを始める方や観葉植物を育てる方等が増加してきましたが、終息に伴い園芸ブームもひと段落してきました。そのような中、家庭菜園イベントや野菜作り教室の開催や情報発信強化等に取り組んでまいりましたが、園芸ブームの終息による影響に加え、7月以降の記録的な高温が続く中で来店客数が前年同期に比べて減少したことなどにより売上の減少となりました。また、販売店舗の老朽化が進み一部リニューアルを行ったことによる修繕費の増加などにより営業損失が増加いたしました。

今後も、店舗の集客力UPに向け、お客様が何度来ても新しい商品と出会える店舗作りに取り組み、また、外商活動や店舗において、お客様からの直接話を聞くことで新たな商品提案や開発に繋げてまいります。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高115,693千円（前期比13.5%減）、セグメント損失(営業損失)は13,629千円（前期はセグメント損失6,548千円）となりました。

事業別売上高

区 分	前連結会計年度 (2023年10月期)		当連結会計年度 (2024年10月期)		前期比増減	
	金 額 (千円)	構 成 比 (%)	金 額 (千円)	構 成 比 (%)	金 額 (千円)	増 減 率 (%)
野菜苗・苗関連事業	6,020,602	85.3	6,155,618	86.8	135,015	2.2
農業・園芸用タネ 資材販売事業	906,767	12.8	823,576	11.6	△83,191	△9.2
小 売 事 業	133,795	1.9	115,693	1.6	△18,102	△13.5
合 計	7,061,165	100.0	7,094,887	100.0	33,722	0.5

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は247,644千円であり、その主なものは、次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要な設備

当社 茨城農場及び本社農場の生産用機械の取得及び設備の改修
ベルグ福島㈱ ワクチン苗生産及びワクチン研究関連の機械装置等の取得

当連結会計年度に建設中の主要な設備

ベルグ福島㈱ 野菜苗・苗関連事業での第2農場（新設）による育苗施設

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関からの長期借入れにより450,000千円の調達を行いました。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第21期 (2021年10月期)	第22期 (2022年10月期)	第23期 (2023年10月期)	第24期 (当期) (2024年10月期)
売 上 高(千円)	5,372,134	6,393,813	7,061,165	7,094,887
経常利益 (△損失) (千円)	△56,881	△44,041	106,604	△16,125
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	122,198	202,341	78,032	39,936
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	96.25	142.42	50.86	25.00
総 資 産(千円)	5,094,207	6,074,440	5,672,245	5,677,521
純 資 産(千円)	1,245,188	1,667,454	2,082,324	2,120,334
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	799.60	1,131.74	1,273.11	1,293.88

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第21期 (2021年10月期)	第22期 (2022年10月期)	第23期 (2023年10月期)	第24期 (当期) (2024年10月期)
売 上 高(千円)	5,217,216	5,371,336	5,638,906	5,868,632
経常利益 (△損失) (千円)	△42,299	△39,109	64,400	△40,795
当期純利益 (△損失) (千円)	129,734	101,047	29,572	△2,882
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (△損失) (円)	102.18	70.54	19.11	△1.79
総 資 産(千円)	4,360,086	4,882,379	4,787,940	4,688,452
純 資 産(千円)	971,399	1,502,431	1,864,760	1,848,878
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	765.05	1,038.54	1,158.11	1,148.25

(6) 対処すべき課題

当社グループは、2024年から2028年を計画期間とする中期経営計画を策定しており、2025年度は2年目となります。マインド転換への挑戦「量から質へ、売上から利益へ、農業から製造業へ」をテーマに掲げ、10年後に次のステップへ飛躍的に成長できるベルグアースグループを目指すため、4つの事業戦略「苗事業の更なる拡大と収益力強化」「苗事業を起点とした事業領域の拡大」「新製品・新技術の開発」「事業インフラ強化」を対処すべき課題として認識しております。また、温暖化による気候変動・大規模自然災害は農業界にも大きな影響を与えており、国内において、記録的な大雨や気温の高い日が続くことが今後も想定されるため、環境変化に対応できる生産体制や育苗方法の確立、また、生産者が気候変動による生育障害や病害虫の被害拡大等を抑えることのできる商品提案や新たな製品の開発を行っていく必要があると考えております。

当社グループは、4つの戦略を具体的に一つ一つ着実に実行することにより、苗質の安定化を図り、収益力の回復と経営基盤の強化に向けて努めてまいります。そして、苗事業から周辺事業へ深化させフードバリューチェーンを構築することで、経営理念である「日本の農業の為になる、役に立つ会社になる事で、農業に革命を興します。ひいてはそれが人々の食と暮らしを豊かにします。」を実現いたします。

(7) 親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ベルグ福島株式会社	125,500千円	90.0%	野菜苗の生産、研究開発
ファンガーデン株式会社	98,000千円	34.9%	園芸用小売店舗の運営
伊予農産株式会社	15,000千円	100.0%	種子、農業資材等の仕入販売

(注) 青島芽福陽園芸有限公司は、当連結会計年度において清算終了したため、子会社から除外いたしました。

③ 持分法適用会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社むさしのタネ	35,000千円	30.0%	種子の育種及び販売、研究開発

(8) 主要な事業内容 (2024年10月31日現在)

事業部門	事業内容
野菜苗・苗関連事業	営利農家向け野菜苗及び家庭園芸向け野菜苗の生産販売 貸し農園事業
農業・園芸用タネ資材販売事業	農業資材及び農産物等の仕入販売
小売事業	園芸用小売店舗の運営

(9) 主要な事業所及び農場 (2024年10月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社・本社農場	愛媛県宇和島市津島町北灘甲88－1
長野横堰農場	長野県東御市新張688－1
長野上原農場	長野県東御市新張838－1
いわて花巻農場	岩手県花巻市東和町百ノ沢7区166－1
茨城農場	茨城県常陸大宮市上村田2003－2
松山農場	愛媛県松山市南高井町1382－1

② 子会社

名称	所在地
ベルグ福島株式会社	福島県伊達郡川俣町大字羽田曾利田10－1
ファンガーデン株式会社	愛媛県伊予郡松前町東古泉23－1
伊予農産株式会社	愛媛県松山市鴨川1丁目8－5

(注) 青島芽福陽園芸有限公司は、当連結会計年度において清算終了したため子会社から除外いたしました。

(10) 従業員の状況 (2024年10月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
386名	7名増

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
正社員	219名	15名増	36.6歳	8.6年
準社員	3名	1名減	57.0歳	9.6年
契約社員	9名	8名減	50.5歳	3.9年
パート社員	37名	1名増	49.8歳	7.6年
合計又は平均	268名	7名増	39.1歳	8.3年

(注) 従業員数は就業人員であり、他社への出向者及び外国人技能実習生（55名）は含んでおりません。

(11) 主要な借入先 (2024年10月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社日本政策金融公庫	945,667千円
株式会社伊予銀行	485,467千円
農林中央金庫	208,675千円
株式会社愛媛銀行	124,148千円

(注) 2024年10月31日現在の借入残高が、100,000千円以上の金融機関を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 5,000,000株
(2) 発行済株式の総数 1,610,500株 (自己株式327株を含む。)
(3) 株主数 5,195名
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山 口 一 彦	183,800株	11.41%
アグリビジネス投資育成株式会社	113,600株	7.06%
松 岡 馨	74,025株	4.60%
株 式 会 社 伊 予 銀 行	60,000株	3.73%
ベ ル グ ア ー ス 共 栄 会	54,800株	3.40%
○ A T ア グ リ オ 株 式 会 社	50,000株	3.11%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	48,400株	3.01%
ベ ル グ ア ー ス 従 業 員 持 株 会	28,370株	1.76%
株 式 会 社 高 知 前 川 種 苗	26,600株	1.65%
山 口 眞 由 子	25,000株	1.55%

(注) 持株比率は、自己株式 (327株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が事業年度末に保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務対価として交付した新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。
- (3) その他の新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2024年10月31日現在)

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	山 口 一 彦	ベルグ福島株式会社 取締役 株式会社むさしのタネ 代表取締役社長
専 務 取 締 役	山 口 眞 由 子	
常 務 取 締 役	小 谷 近 之	
取 締 役	高 岡 公 三	株式会社伊予銀行 営業本部参与 一般社団法人キタ・マネジメント 代表理事
取 締 役	野 田 修	ユーピーエルジャパン株式会社 相談役
常 勤 監 査 役	笹 山 誠 司	ベルグ福島株式会社 監査役 伊予農産株式会社 監査役 ファンガーデン株式会社 監査役
監 査 役	松 山 芳 寛	
監 査 役	小 島 泰 三	小島泰三税理士事務所 代表

- (注) 1. 取締役高岡公三氏及び野田 修氏は、社外取締役であります。
2. 監査役笹山誠司氏及び小島泰三氏は、社外監査役であります。
3. 監査役笹山誠司氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役小島泰三氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

役 員 区 分	報酬等の総額 (千円)	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額 （ 千 円 ）				支 給 人 員 (名)
		固 定 報 酬	業 績 連 動 報 酬	賞 与	退 職 慰 労 金	
取 締 役 (うち社外取締役)	57,000 (3,600)	57,000 (3,600)	—	—	—	5 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	8,760 (6,960)	8,760 (6,960)	—	—	—	3 (2)
合 計	65,760	65,760	—	—	—	8

(注) 当事業年度において、社外役員が当社子会社等から受けた役員としての報酬等はありません。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について、次のとおり決定しております。

2017年1月30日開催の第16期定時株主総会において、決議当時の取締役7名（うち社外取締役1名）の報酬額を年額100百万円以内（うち社外取締役分は年額5百万円以内）としております。また、2007年1月26日開催の第6期定時株主総会において、決議当時の監査役1名の報酬額を年額20百万円以内としております。

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内におきまして、取締役会から再一任を受けた代表取締役社長山口一彦が会社の業績、職責、貢献を評価し、役職、年齢、在位年数等を総合的に勘案した上、報酬額を決定しております。

なお、監査役の報酬額は株主総会で決議された報酬額の範囲内で監査役の協議により決定しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項及び決定過程

当事業年度における当社役員の報酬等の額の決定過程は、2024年1月30日開催の第23期定時株主総会後の取締役会において、株主総会の決議報酬額の範囲内で取締役の報酬額を決定することを代表取締役社長山口一彦に一任することを決議しております。委任した理由は、当

社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

また、当該時点の役員報酬等の内容の決定に関する方針に従い、取締役の個人別の報酬額は取締役会から一任された代表取締役社長山口一彦が、当社の全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価し、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内において総合的に勘案して決定しており、取締役会においては、当社の役員報酬等の決定方針に整合していると判断しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額となります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役及び監査役並びに管理職の立場にある従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者がその業務遂行に起因して第三者から損害賠償請求された場合に、被保険者が被る損害についての損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先につきましては、16ページの「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、高岡公三氏の兼職先である株式会社伊予銀行より資金の借入等を行っております。

その他の兼職先につきましては、当社との間に重要な取引はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役が期待される役割に対して行った職務の概要
社外取締役	高岡 公三	当事業年度開催の取締役会19回中16回に出席し、出身分野である金融関係を通じて培った専門知識や豊富な経験に基づき、当社のコンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスの向上・強化につながる有益な助言・提言を行っております。また、適宜質問、意見表明等の発言も積極的に行っており、社外取締役として期待された役割を適切に果たしております。
社外取締役	野田 修	当事業年度開催の取締役会19回中15回に出席し、出身分野である農業関係会社におけるCEOや商社で培った専門知識や豊富な経験に基づき、当社の企業価値向上及びコーポレート・ガバナンスの強化につながる有益な助言・提言を行っております。また、適宜質問、意見表明等の発言も積極的に行っており、社外取締役として期待された役割を適切に果たしております。
社外監査役	笹山 誠司	当事業年度開催の取締役会19回中18回に出席し、長年にわたり地方行政に携わった経験と培われた広い知識から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会11回中11回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	小島 泰三	当事業年度開催の取締役会19回中16回に出席し、当事業年度開催の監査役会11回中9回に出席し、税理士としての豊富な知識・経験に基づき、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 えひめ有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,900千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,900千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合において、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

~~~~~

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2024年10月31日現在)

(単位：千円)

| 科目              | 金額               |
|-----------------|------------------|
| <b>資産の部</b>     |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>2,821,698</b> |
| 現金及び預金          | 924,359          |
| 受取手形            | 22,080           |
| 売掛金             | 1,086,964        |
| 電子記録債権          | 374,831          |
| 商品及び製品          | 75,710           |
| 仕掛品             | 88,262           |
| 原材料及び貯蔵品        | 190,253          |
| その他             | 69,302           |
| 貸倒引当金           | △10,065          |
| <b>固定資産</b>     | <b>2,855,822</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,567,879</b> |
| 建物及び構築物         | 1,535,901        |
| 機械装置及び運搬具       | 153,482          |
| 土地              | 721,007          |
| その他             | 157,487          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>74,612</b>    |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>213,331</b>   |
| 投資有価証券          | 24,741           |
| 関係会社株式          | 22,722           |
| 保険積立金           | 132,667          |
| その他             | 33,200           |
| <b>資産合計</b>     | <b>5,677,521</b> |

| 科目                 | 金額               |
|--------------------|------------------|
| <b>負債の部</b>        |                  |
| <b>流動負債</b>        | <b>1,972,654</b> |
| 支払手形及び買掛金          | 546,003          |
| 電子記録債務             | 90,658           |
| 短期借入金              | 600,000          |
| 1年内返済予定の長期借入金      | 316,739          |
| リース債務              | 6,207            |
| 未払金                | 217,972          |
| 前受金                | 979              |
| 賞与引当金              | 67,680           |
| 未払法人税等             | 25,258           |
| その他                | 101,155          |
| <b>固定負債</b>        | <b>1,584,532</b> |
| 長期借入金              | 1,238,325        |
| リース債務              | 6,115            |
| 繰延税金負債             | 140,727          |
| 退職給付に係る負債          | 15,601           |
| 資産除去債務             | 138,643          |
| 持分法適用に伴う負債         | 45,120           |
| <b>負債合計</b>        | <b>3,557,187</b> |
| <b>純資産の部</b>       |                  |
| <b>株主資本</b>        | <b>2,060,366</b> |
| 資本金                | 724,476          |
| 資本剰余金              | 605,759          |
| 利益剰余金              | 762,857          |
| 自己株式               | △32,726          |
| <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>6,381</b>     |
| その他有価証券評価差額金       | 6,381            |
| <b>非支配株主持分</b>     | <b>53,586</b>    |
| <b>純資産合計</b>       | <b>2,120,334</b> |
| <b>負債・純資産合計</b>    | <b>5,677,521</b> |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年11月1日から2024年10月31日まで)

(単位：千円)

| 科目              | 金額      |           |
|-----------------|---------|-----------|
| 売上高             |         | 7,094,887 |
| 売上原価            |         | 5,352,914 |
| 売上総利益           |         | 1,741,972 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 1,719,513 |
| 営業利益            |         | 22,459    |
| 営業外収益           |         |           |
| 受取利息            | 111     |           |
| 受取配当金           | 910     |           |
| 受取手数料           | 20,382  |           |
| 受取補填金           | 10,785  |           |
| 補助金収入           | 6,067   |           |
| その他             | 15,855  | 54,113    |
| 営業外費用           |         |           |
| 支払利息            | 10,177  |           |
| 持分法による投資損失      | 76,457  |           |
| その他             | 6,063   | 92,698    |
| 経常損失 (△)        |         | △16,125   |
| 特別利益            |         |           |
| 受取保険金           | 73,279  |           |
| 固定資産売却益         | 36      |           |
| 補助金収入           | 37,889  |           |
| 清算免除益           | 13,412  | 124,616   |
| 特別損失            |         |           |
| 固定資産除却損         | 447     |           |
| 投資有価証券評価損       | 5,942   |           |
| 関係会社清算損         | 3,256   |           |
| 為替差損            | 6,677   |           |
| リース解約損          | 3,459   | 19,783    |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 88,707    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 57,072  |           |
| 法人税等調整額         | △13,140 | 43,931    |
| 当期純利益           |         | 44,776    |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |         | 4,840     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 39,936    |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2024年10月31日現在)

(単位：千円)

| 科目              | 金額               |
|-----------------|------------------|
| <b>資産の部</b>     |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,896,413</b> |
| 現金及び預金          | 377,606          |
| 受取手形            | 22,080           |
| 電子記録債権          | 376,327          |
| 売掛金             | 846,190          |
| 商品及び製品          | 5,957            |
| 仕掛品             | 61,824           |
| 原材料及び貯蔵品        | 154,107          |
| 前払費用            | 26,231           |
| その他             | 28,222           |
| 貸倒引当金           | △2,133           |
| <b>固定資産</b>     | <b>2,792,038</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>1,839,570</b> |
| 建物              | 671,976          |
| 構築物             | 445,055          |
| 機械及び装置          | 71,620           |
| 車両運搬具           | 6,894            |
| 工具、器具及び備品       | 26,937           |
| 土地              | 617,087          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>50,762</b>    |
| 借地権             | 43,017           |
| 商標権             | 314              |
| ソフトウェア          | 6,932            |
| その他             | 498              |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>901,705</b>   |
| 投資有価証券          | 23,043           |
| 関係会社株式          | 758,297          |
| 出資金             | 80               |
| 関係会社長期貸付金       | 55,000           |
| 長期前払費用          | 7,604            |
| 保険積立金           | 108,449          |
| その他             | 64,850           |
| 貸倒引当金           | △115,618         |
| <b>資産合計</b>     | <b>4,688,452</b> |

| 科目              | 金額               |
|-----------------|------------------|
| <b>負債の部</b>     |                  |
| <b>流動負債</b>     | <b>1,732,611</b> |
| 支払手形            | 11,677           |
| 電子記録債務          | 350,764          |
| 買掛金             | 239,800          |
| 短期借入金           | 500,000          |
| 1年内返済予定の長期借入金   | 299,387          |
| リース債務           | 792              |
| 未払金             | 186,465          |
| 未払費用            | 20,506           |
| 未払法人税等          | 20,184           |
| 未払消費税等          | 29,137           |
| 前受金             | 979              |
| 預り金             | 20,887           |
| 賞与引当金           | 51,500           |
| その他             | 529              |
| <b>固定負債</b>     | <b>1,106,962</b> |
| 長期借入金           | 852,495          |
| リース債務           | 330              |
| 資産除去債務          | 45,222           |
| 繰延税金負債          | 61,775           |
| 債務保証損失引当金       | 145,120          |
| 関係会社事業損失引当金     | 2,019            |
| <b>負債合計</b>     | <b>2,839,574</b> |
| <b>純資産の部</b>    |                  |
| <b>株主資本</b>     | <b>1,842,757</b> |
| 資本金             | 724,476          |
| 資本剰余金           | 635,361          |
| 資本準備金           | 635,361          |
| <b>利益剰余金</b>    | <b>483,552</b>   |
| その他利益剰余金        | 483,552          |
| 固定資産圧縮積立金       | 206,181          |
| 繰越利益剰余金         | 277,371          |
| <b>自己株式</b>     | <b>△632</b>      |
| <b>評価・換算差額等</b> | <b>6,120</b>     |
| その他有価証券評価差額金    | 6,120            |
| <b>純資産合計</b>    | <b>1,848,878</b> |
| <b>負債・純資産合計</b> | <b>4,688,452</b> |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年11月1日から2024年10月31日まで)

(単位：千円)

| 科目             | 金額     |           |
|----------------|--------|-----------|
| 売上高            |        | 5,868,632 |
| 売上原価           |        | 4,501,709 |
| 売上総利益          |        | 1,366,923 |
| 販売費及び一般管理費     |        | 1,361,801 |
| 営業利益           |        | 5,121     |
| 営業外収益          |        | 48,287    |
| 受取利息           | 58     |           |
| 受取配当金          | 806    |           |
| 受取手数料          | 6,739  |           |
| 補助金収入          | 5,527  |           |
| 受取補填金          | 9,121  |           |
| 関係会社事業損失引当金戻入額 | 19,550 |           |
| その他            | 6,484  |           |
| 営業外費用          |        | 94,204    |
| 支払利息           | 8,923  |           |
| 貸倒引当金繰入額       | 35,000 |           |
| 債務保証損失引当金繰入額   | 45,120 |           |
| その他            | 5,161  |           |
| 経常損失 (△)       |        | △40,795   |
| 特別利益           |        | 72,718    |
| 受取保険金          | 70,279 |           |
| 関係会社清算益        | 2,439  | 6,540     |
| 特別損失           |        |           |
| 固定資産除却損        | 447    |           |
| リース解約損         | 150    |           |
| 投資有価証券評価損      | 5,942  | 25,382    |
| 税引前当期純利益       |        |           |
| 法人税、住民税及び事業税   | 32,320 | 28,265    |
| 法人税等調整額        | △4,055 |           |
| 当期純損失 (△)      |        | △2,882    |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2024年12月20日

ベルグアース株式会社  
取締役会 御中

#### えひめ有限責任監査法人

愛媛県松山市

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 中 越 公 平 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 渡 辺 修   |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ベルグアース株式会社の2023年11月1日から2024年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベルグアース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2024年12月20日

ベルグアース株式会社  
取締役会 御中

### えひめ有限責任監査法人

愛媛県松山市

指定有限責任社員 公認会計士 中 越 公 平  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渡 辺 修  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ベルグアース株式会社の2023年11月1日から2024年10月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年11月1日から2024年10月31日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人えひめ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人えひめ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年12月23日

|              |        |
|--------------|--------|
| ベルグアース株式会社   | 監査役会   |
| 常勤監査役（社外監査役） | 笹山誠司 ㊞ |
| 社外監査役        | 小島泰三 ㊞ |
| 監査役          | 松山芳寛 ㊞ |

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案

### 剰余金の処分の件

第24期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業環境及び事業の継続的成長のための内部留保などを総合的に勘案いたしまして、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### 配当財産の種類

金銭といたします。

#### 配当財産の割当てに関する事項及び

当社普通株式1株につき金 **10円**

#### その総額

総額 **16,101,730円**

#### 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年1月31日

## 第2号議案

## 取締役5名選任の件

取締役全員5名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                               | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社株式の数 |
|-----------|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1         | やまぐち かずひこ<br><b>山口 一彦</b><br>(1957年2月5日)    | 1996年2月 (有)山口園芸(現 (株)山口園芸)設立 代表<br>2001年1月 当社設立 代表取締役専務<br>2003年1月 当社 代表取締役社長(現任)<br>2014年3月 ベルグ福島(株) 代表取締役社長<br>2014年11月 青島芽福陽園芸有限公司 董事長<br>2017年1月 ベルグ福島(株) 取締役(現任)<br>2017年1月 ファンガーデン(株) 代表取締役社長<br>2017年8月 (株)むさしのタネ 代表取締役社長                                                                                                   | 183,800株   |
| 2         | やまぐち ま ゆ こ<br><b>山口 眞由子</b><br>(1960年5月25日) | 1996年2月 (有)山口園芸(現 (株)山口園芸) 専務取締役<br>2001年1月 当社 常務取締役総務部管掌<br>2003年1月 当社 専務取締役総務部管掌<br>2014年11月 当社 専務取締役生産販売部管掌<br>2020年11月 当社 専務取締役総務本部管掌(現任)                                                                                                                                                                                      | 25,000株    |
| 3         | こ た に ち かく に<br><b>小谷 近之</b><br>(1960年2月3日) | 1983年4月 協和発酵工業(株) 入社<br>2006年8月 Kyowa Hakko USA., Ink President&C.E.O<br>2010年1月 協和バイオ(株) ファインケミカル営業部長<br>2012年1月 同社 取締役ファインケミカル営業部長<br>2015年3月 同社 代表取締役社長<br>2018年4月 協和キリン(株) 執行役員<br>Kyowa Kirin Asia Pacific Ltd President &CEO<br>2021年5月 当社 入社 執行役員 経営企画本部長<br>2021年8月 ファンガーデン(株) 監査役<br>2023年1月 当社 常務取締役経営企画本部及び財務経理本部管掌(現任) | 一株         |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                        | 所有する当社株式の数 |
|-----------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4         | みやがわ こういち<br>※宮側 浩一<br>(1968年2月12日) | 1990年 4 月 (株)伊予銀行 入行<br>2012年 8 月 同社 桜井支店 支店長<br>2016年 8 月 同社 八幡浜支店 副支店長<br>2019年 3 月 同社 日吉グループ長 兼 日吉支店 支店長<br>2022年 8 月 同社 法人コンサルティング部長<br>2024年 8 月 同社 営業本部 地場産業担当 (現任) | 一株         |
| 5         | の だ おさむ<br>野田 修<br>(1954年10月15日)    | 1977年 4 月 三井物産(株) 入社<br>2003年 4 月 同社 アグリサイエンス事業部長<br>2012年10月 ユーピーエルジャパン(株) 代表取締役<br>2019年 2 月 同社 相談役 (現任)<br>2019年 7 月 当社 顧問<br>2021年 1 月 当社 社外取締役 (現任)                  | 一株         |

(注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。

2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 宮側 浩一氏及び野田 修氏は、社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

①宮側 浩一氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は金融機関に在籍しており専門知識や豊富な経験を活かし、当社の事業推進において適切な助言をいただけるものと確信し、コーポレート・ガバナンスの観点からも望ましい人物であると判断したためであります。

②野田 修氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は事業会社におけるＣＥＯや商社での経験を活かし、当社の事業推進においても適切な助言をいただけるものと確信し、コーポレート・ガバナンスの観点からも望ましい人物であると判断したためであります。

5. 当社の社外取締役に就任してからの在任期間

野田 修氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

6. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、野田 修氏との間において、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、野田 修氏が再選された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。また、宮側 浩一氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、18ページの「事業報告 4.会社役員に関する事項 (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。なお、本議案が承認可決され、各氏が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同程度の内容で更新を予定しております。

### 第3号議案

## 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名（生年月日）                                   | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                    | 所有する当社株式の数 |
|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| い だ      つかさ<br>稲 田      司<br>(1947年8月22日) | 1967年4月    法務省入国管理局高松支局    入省<br>1998年11月    稲田司法書士事務所    設立（現任）<br>2006年5月    NPO法人「結の会」    理事長（現任）<br>2019年5月    愛媛県司法書士会    副会長 | 一株         |

- （注）
1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  2. 稲田 司氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
  3. 稲田 司氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、司法書士として長年携わってきた企業法務に関する高度な専門知識と豊富な経験を有しており、当社の監査に活かしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
  4. 稲田 司氏の補欠監査役選任が承認され、選任期間中に監査役となった場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
  5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、18ページの「事業報告 4.会社役員に関する事項（4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。なお、稲田 司氏の補欠監査役選任が承認され、選任期間中に監査役となった場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同程度の内容で更新を予定しております。

#### 第4号議案

## 取締役（社外取締役を含む。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2017年1月30日開催の当社第16期定時株主総会において、年額100百万円以内（うち社外取締役分は年額5百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を含む。以下、「対象取締役」という。）に、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額25百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.5%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は5%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後の当社取締役会において、17ページの「事業報告4.会社役員に関する事項(2)取締役及び監査役の報酬等の額②取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載の報酬につき、35ページの本議案（ご参考）に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の当社の取締役は5名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

### 記

対象取締役に對する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

#### 1.譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## 2.譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数8,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

## 3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### (1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

### (2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### (3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

### (4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### （ご参考）

当社は、本総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役に対し、割り当てる予定です。

以 上

## 第24期定時株主総会会場ご案内図



愛媛県宇和島市鶴島町8-3

宇和島市学習交流センター パフィオうわじま1Fホール



鉄 道：JR宇和島駅より徒歩約3分

自動車：宇和島道路「宇和島朝日IC」より約4分



会場が昨年と異なっておりますので、ご来場の際は、お間違えのないようにご注意ください。